

## 平成29年第四回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成29年12月11日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 報告第 7号 平成28年度八丈町一般会計継続費精算報告について
- 第 4 報告第 8号 平成29年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）について
- 第 5 発議第 5号 国民健康保険制度改正により八丈町及び被保険者に過大な負担が生じないことを求める意見書
- 第 6 発議第 6号 台風21号・22号の連続での台風塩害によるフェニックス・ロベレニー等被害復旧の支援を求める意見書
- 第 7 承認第20号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第 8 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

---

#### 出席議員（11名）

1番	沖山恵子君	3番	小川一君
4番	山下巧君	5番	山本忠志君
7番	菊池睦男君	8番	岩崎由美君
9番	奥山幸子君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

#### 欠席議員（1名）

2番	浅沼憲春君
----	-------

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
----	-------	-----	-------

公營企業 管理 者	關 村 三 男 君	教 育 長	佐 藤 誠 君
消 防 長	瀨 筒 穰 君	總 務 課 長	山 越 整 君
企 画 財 政 課 長	佐々木 眞 理 君	主 幹 (企 画 財 政 課)	佐 藤 眞 一 君
稅 務 課 長	川 上 明 和 君	主 幹 (稅 務 課)	福 田 高 峰 君
住 民 課 長	奧 山 拓 君	福 祉 健 康 課 長	高 野 秀 男 君
主 幹 (福 祉 健 康 課)	田 村 久 美 君	建 設 課 長	菊 池 良 君
主 幹 (建 設 課)	瀨 筒 国 治 君	課 長 補 佐 (建 設 課)	八 洲 進 君
產 業 觀 光 課 長	沖 山 昇 君	主 幹 (產 業 觀 光 課 兼 教 育 課)	笹 本 博 仁 君
企 業 課 長	菊 池 正 勝 君	病 務 院 長	奧 山 勉 君
教 育 課 長	高 橋 太 志 君	會 計 課 長	和 田 一 宏 君
代 表 監 查 委 員	淺 沼 拓 仁 君		

---

事務局職員出席者

事務局長	淺 沼 房 徳 君	書 記	菊 池 拓 君
書 記	笹 本 大 祐 君	書 記 (録 音)	土 屋 巧 君

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、平成29年第四回八丈町議会定例会 3 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、7番、8番議員を指名いたします。

---

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、報告第7号 平成28年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） おはようございます。

書類番号7番をお願いいたします。

報告第7号 平成28年度八丈町一般会計継続費精算報告について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

ページをおめくりください。

継続費精算の報告についてでございます。

9款1項、消防デジタル無線整備事業、26年度につきましては、事業は実施されておりますが、支出済額は0円でございます。

27年度、4億8,529万4,000円、真ん中の実績の欄をごらんください。28年度支出済額6,491万2,000円、計5億5,020万6,000円。財源の内訳といたしまして、国都支出金1億983万8,000円、地方債4億1,290万円、辺地債でございます。一般財源2,746万8,000円。

以上で報告を終了いたします。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第3、報告第7号 平成28年度八丈町一般会計継続費精算報告についてを終わります。

---

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第4、報告第8号 平成29年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 報告第8号 平成29年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）について。

平成29年12月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。

次ページをお願いいたします。

当報告書におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会は毎年度、教育行政事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに町民に公表が義務づけられております。公表

は、町ホームページを介して行っております。

当報告書は、3ページの第4に4つの基本方針を掲げ、基本方針に対する施策を明記しております。

6ページをお願いいたします。

第5では、第4に記載した施策に対し、取り組み状況・実績・成果、また課題、今後の方向性について明記しております。

変更箇所が多岐にわたりますので、今回は、外部評価委員からの意見で触れられている部分の項目のみ説明いたします。

基本方針1の(1)、人権に係る施策になりますが、ページの下の方になりますが、成果において、平成28年度における道徳授業地区公開講座は、近年注目されているアクティブ・ラーニングという学習方法を意識した講演会等が多かった。主体的・対話的なものの考え方は、人権課題について子供たちみずからが考え、行動できるようになるために必須のものであるので、こうした機会を捉えて早い段階から意識させることは非常に有効であったと考えている。

また、課題、今後の方向性では、道徳授業地区公開講座の参加者6校合計人数は、昨年度から30%弱の減が見られ、特に三根地区の減少は著しかった。今後は再び参加者の増加を狙い、内容にいかなる工夫が必要か検討を続けていきたいとしております。

8ページをお願いいたします。

(3)、いじめや教育相談関係についてですが、表の下になりますが、成果の4行目で、八丈町いじめ問題対策連絡協議会では、新たに青少年委員長にも出席していただけることになったため、違った角度からの意見も聞けるようになり、より一層価値のある会議の場になることができた。また、小学校において、スクールカウンセラーへの相談件数が平成27年度に比べ30%程度減少し、いじめの発生件数も減少したことは、学校側のいじめに対する未然防止の取り組みが有効に機能しているあかしとも考えられる。

一方、課題、今後の方向性では、スクールカウンセラーへの相談件数は、小学校で減少したものの、中学校では15%程度増加し、内容は依然として学習・進学関係、長期欠席・不登校関係といった深刻な問題が主なものとなっている。今後も引き続き、生活指導主任会等の学校における対応に加え、スクールカウンセラーや臨床心理士、教育相談員等の専門家を活用した課題解決を行っていくとしております。

右側のページ、9ページになりますが、(4)児童・生徒の規範意識や自立心を育成する

とともに、社会に貢献できる資質・能力の育成を図るということで、ページ中央、成果として、警察と連携し、効果的に規範意識や自立心の育成を促すことができた。また、不審者情報についても、迅速に情報交換を行うことができたとし、課題、今後の方向性では、急激な携帯電話の普及に伴い懸念される闇サイトでの中傷によるトラブルや不適切サイトへのアクセスの防止策を、学校・保護者・教育委員会・関係機関が連携し、また、必要に応じてそうした案件を扱う団体への講演を依頼するなどして、対策を講じていく。SNS八丈ルールについては、まだ地域住民への周知が甘い部分があるので、各学校からもさまざまな機会を捉えて周知を行っていきたいとしています。

16ページをお願いいたします。

一番下のところ、基本方針2の(7)、為朝凧づくり教室と凧あげ大会でになりますが、17ページ、成果として、2事業については、八丈島の伝統文化である為朝凧を、子供たちを中心に伝承するものである。3年続けて指導者不足のため凧づくり教室は実施できなかったが、今回、新たな講師を招き、教室開催が実現した。また、凧あげ大会は強風だったため、体育館内での昔遊びの実施としたことを記載しております。

課題、今後の方向性では、為朝凧づくり教室は、指導者の確保が難しくなっている中で、今回のような事業が実施できたことは大きな成果と言える。今後とも継続的に実施し、製作過程等を記録・保存していくということで、為朝凧に係る事業を再開したことを記載しております。

23ページをお願いいたします。

一番下のところで、基本方針3の(6)、文化財についてになりますが、24ページ中央、表の下、成果として、歴史民俗資料館の来館者数の増、文化財専門委員会において、甕穴群が町天然記念物として約8年ぶりの指定に至ったこと、玉石垣保存会への支援の継続実施が玉石垣の修復、後継者の育成の一助になっている。また、技術保持者との対話により、今後の課題や検討事項など明確化されたことが記載されております。

課題、今後の方向性では、島内には、未指定であっても価値の高い文化財が数多く残されており、これらを総合的に保存していくため、文化財専門委員により、今後は年に数件ずつ指定していくよう取り組んでいく。また、現在指定されている文化財に関しても、指定内容に関して改める必要がある場合、専門委員会で議題として取り上げていく。また、八丈町文化財保存・活用計画を策定し、それに基づいた事業の執行を行うとしております。歴史民俗資料館については、一時移転と新たな資料館のあり方などについて検討する検討委員会を立

ち上げ、委員会で示された方向性を今後の参考とする。大里地区玉石垣保存会へは継続的に支援を行い、玉石垣の保存と後継者育成の推進、玉石垣の文化に親しむ機会を提供していく。また、今後は、どのようにして継続的に伝統技術の継承を行うか、技術保持者とさらなる対話を行い、後継者育成に努めることを記載しております。

26ページをお願いいたします。

(8)、スポーツ関係では、ページ一番下になりますが、成果で、施設の利用人数は多くの施設で増加傾向が見られること。課題、今後の方向性では、既存の各施設、特に八丈町南原スポーツ公園サッカー場、野球場の利用促進と維持管理を進めていく。また、ジュニア世代からシニア世代までさまざまな年齢層の方がさまざまなスポーツを行いやすい環境づくりを進めることで、島内全体のスポーツ人口を増やすことが課題であることが記載されております。

以上で報告を終了いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 6ページのアクティブ・ラーニングというところなんですけれども、この取り組みは結構注目されていると思うんですが、実際に取り入れているのか、また、取り入れるに当たって、先生の心構えというか訓練というか、そういうのはできているんですか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 今までは、道徳の授業と道徳的価値に触れるということが、知的な理解とかそういうことが中心になってきて、学習の内容の課題として、物語とか読解、その傾向に道徳の展開が行われていたんじゃないかという反省をもって、やはり子供同士が自分たちの意見を道徳的価値に沿いながらぶつけ合って議論する、深く考えると、そのような授業の方向に一生懸命変えるように努力中です。

あと、先生方もそのような授業の改善という形で、今、研修を一生懸命進めているところでもありますし、今回も講師の先生方も、やはりそのようなことの指導ができる講師の先生を大勢招いて、一生懸命学んでいる途中です。

これからも、知的な理解ということじゃなくて、実践力までつなげていきたいと、そのような道徳授業の展開をこれからも一生懸命、学校現場で展開できるようにやっていきたいと、

そのように思っております。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

13番。

○13番（水野佳子君） 16ページの八丈島の伝統文化に触れる機会ということで、1つお願いというか提案なんですけれども、ふるさと村で、シルバーの方たちが平日、土日にかけて午後、あそこでいろりを燃やして、主に観光客の方を対象になんなんですけれども、たまたま私も何回かあそこに行ったり、それから観光客の方をご案内していくと、シルバーの方たちが島ことばで島の歴史を話してくれたり、それから太鼓をたたいてみせてくれたりということをしているんですけれども、町の子供たち、特に小学生たちに対して、島ことばのかかる教室とか、そういうこともあるんですけれども、実際にふるさと村の建物とか、ああいう環境を利用して、島の子供たちにも島の年配の方たちと触れ合って、実際に島ことばを使ったり、それから、ああいうかやぶきの建物の中で、八丈島の伝統文化みたいなものをもうちょっと活発に生かしていくことができたらいいのではないかなと思うんですけれども、その辺は町としてどのように考えておりますか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 島ことばにつきましては、今、授業でも取り入れてやっているような状況で、カリキュラム的に結構いっぱいいっぱいのところもあって、土曜日も、今までは休みだったんですけれども、今度は英語の時間数を確保するというので、土曜授業も結構入っている中で、今後のカリキュラムについては、学校と相談しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） 13番。

○13番（水野佳子君） 学校の中で、デスクワークの中で島ことばを学ぶということも大事だと思っておりますけれども、ああいう実地体験というんですか、実際に島のおばあちゃんたちと子供たちがいろりを囲みながら、島の昔の生活を体験させて、八丈の郷土の思いというものを伝えていけたら、なお一層生きた教育になるのではないかなと思っておりますので、ぜひそういうことも検討していただければと思います。これは要望で結構です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 8ページのいじめの発生状況についてなんですけれども、中学生、平



成18年と比べて、決して減ってはいないよなと思いながら拝見したんですが、三原小学校、中学校が小・中連携でいろんなことをやっていますけれども、それによって、中学生の不登校というものとか、いじめに関するものとかに効果が出てきているのかどうかをお知らせください。具体的には三原中で不登校の人が何人いるのか、減っているのか増えているのかについてお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 三原中は人数が少ないので、ここでいじめの人数を出してしまうと結構限定されてしまうので、ちょっと人数のほうは控えさせていただきたいと思います。

小・中連携によっていじめが減ったかというところ、そこはまた別の話になってくると思います。件数的には以前から変わっていないと思います。内容的に、最近では、携帯電話を使っているいじめというのか、LINEとか、そういったものを使っているいじめというのが増えてきています。昔は恐らく暴力的ないじめというのが多かったと思うんですけども、最近はそういった傾向にシフトしていると考えております。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 不登校についてはどうですか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 不登校も決して減っているとは思っておりません。横ばい状態もしくは増加傾向にあるのかなという感触でおります。

○議長（土屋 博君） 1 番。

○1 番（沖山恵子君） 三原の小・中を初めとして、ほかの学校も、いろいろ小・中合同のカリキュラムを組んで、その目的というのが、小学生の場合は不登校にはなっていないけれども、中学生に入ると、担任がいなくなったりとか、勉強が難しくなったりとか、ギャップがあると、それを連携することによってなくしていこう、よく目をかけていこうという目的のものとなされていると思うんですけども、効果が出ていなさそうというところで、今後はどのようにそのところを強化するのか。このままずるずると、ほかの学校も小・中合同で先生たちは大変になるけれども、生徒たちには余り効果が出ないのかなという方向でいくのか、教育委員会とか教育課としての方向性をお聞かせください。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） そのような課題、特に中学生が不登校傾向が多くなるんですが、その前兆として、やはり小学校の中学年ぐらいから登校をしぶるとか、そういうような傾向も

あって、それがなかなか解決し切れなくて中学校まで持ち越していると、それが八丈の現状かなと私は思っております。

そういうところで、やはりギャップのこともありますし、小・中の連携の中で子供同士の関係の解決の仕方、その力をつけるということも大変重要ですので、今、一生懸命取り組んでいるんですが、さらに30年度から本格的にカリキュラムとか、異学年交流というんですか、中学生が小学生を一生懸命面倒を見て、そこで自信を持っていくとか、そういう関係の、どうしても人数が少なくて、人間関係の改善を図る力の育成がちょっと足りなくなるのかなということもありますので、異学年の交流を通して関係性の改善を図る力が育っていくだろうと、そういう期待を持ちながら進めていきたいと思っておりますし、さらにこれから、これからですので、今までは準備してきた段階ですので、これから成果はきちんと一年一年積み上がって、いい成果ができるように頑張っていこうと思っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 28年度分の点検・評価、例年になく力を入れてまとめたなということを感じます。特に、現場の取り組み状況をよく見た点検・評価になっているんじゃないかなと思うんですね。結構大変だったんじゃないかなと、ご苦労さまでした。

細かくは申し上げませんが、1点だけ。これからの八丈町教育行政の中の必ず大きな課題になっていくだろうと思うことは、スマホの普及に伴うSNSルールと申しますか、これは社会の変化に伴って生じてきていることで、これは島だから、東京だからということもなく、どこでも子供たちは触れるわけで、9ページにもありますし、31ページにも、外部評価委員のまとめというところでも書いてあるんですけども、これからの子供たち、LINEを使ったりSNS使ったりという機会が増えるわけで、その中でのトラブルというのが多く見られるんじゃないかなと思うんですね。

これに対しては、町としても、各学校で取り組むべきことなのかもしれないですが、町としてもガイドラインというか、示すことも必要じゃないかなと思うんですけども、その辺、何か具体的なお考えがあったら伺いたいんですけども。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） SNSルールにつきましては、もう既につくっておりますし、ホームページ等で公開しております。それを基本に学校の先生たちも指導しているところでございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 8番。

7ページの下のほうですけれども、自然環境教育というところで、CO<sub>2</sub>削減などに関して環境教育を推進していく、その一環として芝生化ということがあるんですけれども、芝生化が環境教育に貢献できるというか、もっと大事なことがあると思うんですけれども、これはこれだけということになりますか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 環境教育の一環で、これを糸口にいろんな、やはり環境の大事さとか持続可能なこれかの社会、どのようにつくっていくかとか、そのような学習に展開していくという一つの入り口の問題ですので、そのところはしっかり計画的に進めていくように、今、学校で頑張っております。

以上です。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 教育方針の最初の基本方針の中に、島ならではの地域ならではのことが記述されていますので、今、環境問題、島でもいろいろ起こっています。例えば外来種の問題だとか、そういう島に本当に適合したような環境教育を進めていただきたいと思っています。特に、植物公園のビジターセンターなども連携をして、進めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 今も植物公園を訪問したりとかやっているんですが、今の視点も入れながら、これから連携を深めて、効果的な環境教育を進められるようにしっかりやっというと思っています。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 24ページの一番下に触れているんですが、八丈町文化財保存・活用計画、これは来年度の事業としてその計画策定に取り組むんですか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） こちら保存・活用計画は、来年度の当初予算に、そのコンサルにかかる料金を計上したいとは考えております。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第4、報告第8号 平成29年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）についてを終わります。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、発議第5号 国民健康保険制度改正により八丈町及び被保険者に過大な負担が生じないことを求める意見書を上程いたします。

提出者、7番、菊池睦男君、ご登壇願います。

（7番 菊池睦男君 登壇）

○7番（菊池睦男君） 多くの議員の皆さんの賛成で提案することができました。

この意見書は、町長の施政を支援、激励するものになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では朗読して提案いたします。

国民健康保険制度改正により八丈町及び被保険者に過大な負担が生じないことを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年12月7日、提出者、八丈町議会議員 菊池睦男。

賛成者、八丈町議会議員 沖山恵子、小川 一、山本忠志、岩崎由美、奥山幸子、奥山博文、小澤一美、水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

国民健康保険制度改正により八丈町及び被保険者に過大な負担が生じないことを求める意見書。

11月21日、東京都国民健康保険運営協議会は、都の諮問を受けて、納付金と標準保険料率を盛り込んだ東京都国民健康保険運営方針案を賛成多数で可決し、答申しました。運営方針では、自治体の法定外繰入を解消していくとしておりますが、法定外繰入なしでは莫大な保険料負担になります。

答申された算定方法と、国が10月に示した仮係数をもとにした東京都による試算では、法定外繰入をしない場合には来年度一人当たりの国保料（税）は平成28年度比で府中市では

1.6倍、全都平均では1.3倍にも跳ね上がることとなります。

八丈町の被保険者は、「こんなに高いと生活できない」「とても払える額じゃない」との悲鳴をあげています。今でも高く払えない国保税のこれ以上の値上げは被保険者にとって負担能力の限界をはるかに超え、深刻な事態を招きかねません。国保加入者の8割が所得の低い非正規労働者や無職者・年金生活者で占められているのに、保険料（税）は高いという構造的な問題を持っているもとの、このような保険料（税）負担を押し付けることは、国民健康保険制度を根底から崩しかねない事態を招くことにもなります。

今こそ、東京都は保険者として、あらゆる努力をして保険料（税）の大幅値上げを抑えるべきです。

東京都は、今回の答申を受け、12月1日に開会される第四回定例都議会に関係条例を提案し、東京都国民健康保険運営方針を決定するとしております。八丈町民のくらしと福祉増進の実現を目指す八丈町議会としては、国保税——これは八丈は国保税なので八丈固有の表現にしました——軽減などのため、以下の点を実施されるよう強く要望するものです。

記。

1、平成30年度から実施される国民健康保険制度の都道府県化により、保険者の八丈町及び被保険者の八丈町民の負担増とならないように、都独自の財政支援をすること。

2、国に対し、八丈町、被保険者の国保税負担が増えないように、国庫負担の抜本増をはじめ、財政支出をするように働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月11日、八丈町議会議長、土屋 博。

東京都知事、小池百合子殿。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

- 議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、発議第5号 国民健康保険制度改正により八丈町及び被保険者に過大な負担が生じないことを求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、発議第6号 台風21号・22号の連続での台風塩害によるフェニックス・ロベレニー等被害復旧の支援を求める意見書を上程いたします。

提出者、7番、菊池睦男君、ご登壇願います。

(7番 菊池睦男君 登壇)

- 7番（菊池睦男君） それでは提案いたします。

台風21号・22号の連続での台風塩害によるフェニックス・ロベレニー等被害復旧の支援を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年12月7日、提出者、八丈町議会議員 菊池睦男。

賛成者、八丈町議会議員 浅沼憲春、小川 一、山本忠志、岩崎由美、奥山幸子、小澤一美、水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

台風21号・22号の連続での台風塩害によるフェニックス・ロベレニー等被害復旧の支援を求める意見書。

平成29年10月22日、23日の台風21号、そして28日、29日の台風22号が八丈島に2週続けて台風被害をもたらした。

いずれの台風も雨が少なく、強風による塩害によって露地物のフェニックス・ロベレニーなどが葉焼けし、深刻な農業被害が発生した。

八丈支庁、八丈町など関係機関の調査によると、少雨、強風による塩害は、露地栽培のフェニックス・ロベレニーで被害面積は、作付面積の73%に当たる134haに達し、被害金額は

2億4,300万円になることが明らかになった。

例年なら出荷量が多くなる秋口だが、今年は量が少なく、この台風によってさらに品薄状態になっている。焼けた葉を切り落とし、新葉の成長する来年まで半年間出荷を待たなければならず、ロベ農家の収入減は深刻である。また、榊、ユーカリ、アシタバにも同様の被害が見られる。

直近での台風被害は、平成25年10月16日に八丈島を通過した台風26号があるが、このときにもフェニックス・ロベレニーに塩害が発生し、被害金額は1億1,880万円であった。

今回は、その倍以上の被害金額であり、生産農家は茫然自失の状態である。八丈島の基幹作目であるフェニックス・ロベレニー等の生産の復旧、復興のため、以下の支援を要望するものである。

記。

- 1、平成25年の災害復旧事業に倍する支援を実施すること。
- 2、被災農家に、生活資金の緊急融資を実施すること。
- 3、フェニックス・ロベレニー等の樹勢回復と成長促進を図るため、災害復旧事業として、施肥による土壌改良事業を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月11日、八丈町議会議長、土屋 博。

東京都知事、小池百合子殿。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） 賛成議員として質問をさせていただきたいと思うんですけども、過去の被害の状況をここに書いてあるんですけども、過去にもこのような融資とかそういった援助というのはあったんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） この年度の災害復旧事業としては肥料の配布がありました。1俵4,000円する肥料を4,000袋支援してもらいまして、もちろん農家も3割は負担しましたが、1,600万の災害復旧事業として東京都からの支援を受けています。

○議長（土屋 博君） ほかに。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、発議第6号 台風21号・22号の連続での台風塩害によるフェニックス・ロベレニー等被害復旧の支援を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議員の派遣承認について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、承認第20号 議員の派遣承認についてを議題いたします。

お手元に配布しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午前 9時41分)

---

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前 9時47分)

---

○議長（土屋 博君） 日程第7、承認第20号、フリージアまつり表敬訪問については、7番、菊池睦男君、10番、奥山博文君と私を含め3名を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について



○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（土屋 博君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、平成29年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前 9時48分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月11日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 菊 池 睦 男

署 名 議 員 岩 崎 由 美